

山梨県公報

号外第二十八号

令和八年

七月十七日

金曜日

目次

規則

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

規則

山梨県規則第三十号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「地域ブランド戦略監」の下に「、政策データ分析監」を、「富士山観光振興監」の下に「、スポーツ振興監、競技力向上推進監、スポーツ施設整備監」を、「支援監補佐」の下に「、整備監補佐」を、「知事政策補佐官」の下に「、政策調査企画統括官」を加える。

附 則

この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。

山梨県規則第三十一号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(給料表)

第三条 技能労務職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 技能労務職給料表(一)(別表第一)

二 技能労務職給料表(二)(別表第一の二)

第四条第一項中「四の級」を「前条の給料表に定める職務の級」に、「別表第二の」を「別表第二に定める」に改める。

第五条を次のように改める。

(初任給)

第五条 新たに技能労務職員となつた者の号給は、採用の日の前日から、別表第二を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、別表第三を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定する。

第五条の二中「山梨県職員給与条例」の下に「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)」を加える。

第五条の四中「別表第一」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表」に改める。

第六条第二項第一号中「別表第四イ」を「別表第四」に改め、同項第二号中「別表第四ロ」を「別表第四の二」に改める。

別表第一中「技能労務職給料表」を「技能労務職給料表(一)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、技能労務職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二 (第三条関係)

技能労務職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300

	93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
	94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
	95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
	96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
	97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
	98	259, 100	277, 200	312, 300		
	99	259, 400	277, 400	312, 600		
	100	259, 600	277, 700	312, 900		
	101	259, 800	277, 900	313, 200		
	102	260, 100	278, 100	313, 600		
	103	260, 400	278, 400	313, 900		
	104	260, 600	278, 700	314, 300		
	105	260, 800	278, 900	314, 600		
	106		279, 100	315, 000		
	107		279, 400	315, 400		
	108		279, 600	315, 600		
	109		279, 900	315, 800		
	110		280, 200	316, 100		
	111		280, 500	316, 400		
	112		280, 700	316, 600		
	113		280, 900	316, 800		
	114		281, 200	317, 100		
	115		281, 400	317, 400		
	116		281, 600	317, 600		
	117		281, 900	317, 800		
	118		282, 200	318, 100		
	119		282, 500	318, 400		
	120		282, 700	318, 600		
	121		282, 900	318, 800		
	122		283, 100	319, 100		
	123		283, 400	319, 400		
	124		283, 700	319, 600		
	125		283, 900	319, 800		
	126		284, 100	320, 100		
	127		284, 400	320, 400		
	128		284, 700	320, 600		
	129		284, 900	320, 800		
	130		285, 100			
	131		285, 400			
	132		285, 700			
	133		285, 900			
	134		286, 100			
	135		286, 400			
	136		286, 700			
	137		286, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
備考	この表は、令和9年4月1日以後に採用される技能労務職員に適用する。	206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二（第四条、第五条関係）

級別基準職務表

イ 技能労務職給料表(一)

職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技能労務職員の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務	1 主任技術員、主任技能員、主任文書事務員又は専門員の職務 2 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員又は主任看護助手の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行うその他の技能労務職員の職務	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任技術員、主任技能員又は主任文書事務員の職務 2 特に高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員又は主任看護助手の職務

ロ 技能労務職給料表(二)

職務の級	一級	二級	三級	四級
基準となる職務	技術員又は技能員の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員又は技能員の職務	主任技術員、主任技能員又は専門員の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う主任技術員又は主任技能員の職務

五級	
高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任技術員又は主任技能員の職務	

別表第三（第四条、第五条関係）

級別資格・初任給基準表

イ 技能労務職給料表(一)

学歴 免許等		高校卒		中学卒	
級別資格	一級				○
	二級	七		別に定める	
	三級	別に定める		別に定める	
	四級	別に定める		別に定める	
初任給		一級九号給から一級四十号給まで		一級一号給から一級二十四号給まで	

備考

1 学歴免許等欄の適用については、別に定める年齢別最低保障による場合を除き、「高校卒」の区分によるものとする。この場合において、学歴免許等以外の学歴を有する者については、一般職員の例により修学年数の調整を行うものとする。

2 この表の初任給欄の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して同欄の号給の範囲内で初任給を決定するものとする。ただし、次の表の経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

経験年数	初任給
八年以上十七年未満	一級四十一号給から一級六十四号給まで

十七年以上	一級六十五号給
-------	---------

注 経験年数欄の経験年数は、第一項の規定による「高校卒」後のものとする。

ロ 技能労務職給料表(二)

学歴		免許		等		高校		卒	
級別資格		一級		六		六		○	
		二級							
		三級		別に定める		六			
		四級							
		五級		別に定める		六			
初任給		一級一號給							

備考

- 技術員でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。
- 前項の者の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、知事が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第四（第六条関係）

定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員の調整基本額表

イ 技能労務職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	七、一〇〇円
二級	八、五〇〇円
三級	八、七〇〇円
四級	九、八〇〇円

ロ 技能労務職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	六、〇〇〇円
二級	七、四〇〇円
三級	八、五〇〇円
四級	八、七〇〇円
五級	九、六〇〇円

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第六条関係）

定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表

イ 技能労務職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	六、一〇〇円
二級	六、七〇〇円
三級	七、三〇〇円
四級	八、二〇〇円

ロ 技能労務職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	五、八〇〇円

二級	六、一〇〇円
三級	六、七〇〇円
四級	七、三〇〇円
五級	八、二〇〇円

別表第五から別表第六の二までを次のように改める。

別表第五（第七条の二、第七条の三関係）

職務段階別加算表

給料表	技能労務職員	割合
一 技能労務職員給料表（一）	職務の級四級の技能労務職員（知事が定める技能労務職員に限る。）	百分の十
	職務の級四級の技能労務職員（前項に該当する技能労務職員を除く。）及び職務の級三級の技能労務職員（知事が定める技能労務職員に限る。）	百分の五
二 技能労務職員給料表（二）	職務の級五級の技能労務職員	百分の十
	職務の級四級の技能労務職員及び職務の級三級の技能労務職員（知事が定める技能労務職員に限る。）	百分の五

別表第六 昇格時号給対応表 (第八条関係)

イ 技能労務職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日を受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	2
24	1	1	2
25	1	1	3
26	1	1	3
27	1	1	4
28	1	1	4
29	1	1	5
30	1	2	6
31	1	3	7
32	1	4	8
33	1	5	9
34	1	6	9
35	1	7	10
36	1	8	10
37	1	9	11
38	2	10	11
39	3	11	12
40	4	12	12
41	5	13	13
42	6	14	13
43	7	15	14
44	8	16	14
45	9	17	15
46	10	18	15
47	11	19	16
48	12	20	16
49	13	21	17
50	13	22	17
51	14	23	18
52	14	24	18
53	15	25	19
54	15	26	19
55	16	27	20

56	16	28	20
57	17	29	21
58	18	30	21
59	19	31	22
60	20	32	22
61	21	33	23
62	22	34	23
63	23	35	24
64	24	36	24
65	25	37	25
66	26	38	25
67	27	39	25
68	28	40	25
69	29	41	26
70	29	42	26
71	30	43	26
72	30	44	26
73	31	45	27
74	31	46	27
75	32	47	27
76	32	48	27
77	33	49	28
78	34	50	28
79	35	51	28
80	36	52	28
81	37	53	28
82	38	54	28
83	39	55	29
84	40	56	29
85	41	57	29
86	42	57	29
87	43	58	29
88	44	58	29
89	45	59	30
90	45	59	30
91	46	60	30
92	46	60	30
93	47	61	30
94	47	61	30
95	48	62	31
96	48	62	31
97	49	63	31
98	49	63	
99	49	64	
100	50	64	
101	50	65	
102	50	66	
103	51	67	
104	51	68	
105	51	69	
106	52	69	
107	52	70	
108	52	70	
109	53	71	
110	53	71	

111	53	72	
112	54	72	
113	54	72	
114	54	72	
115	55	72	
116	55	72	
117	55	72	
118	56	72	
119	56	72	
120	56	72	
121	57	72	
122	57	72	
123	57	72	
124	58	72	
125	58	72	
126	58	72	
127	59	72	
128	59	72	
129	59	72	
130	60		
131	60		
132	60		
133	61		
134	61		
135	61		
136	61		
137	62		
138	62		
139	62		
140	62		
141	63		
142	63		
143	63		
144	63		
145	63		
146	63		
147	63		
148	63		
149	63		
150	63		
151	63		
152	63		
153	63		
154	63		
155	63		
156	63		
157	63		
158	63		
159	63		
160	63		
161	63		

ロ 技能労働職給料表に昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	
14	1	2	1	1	
15	1	3	1	1	
16	1	4	1	1	
17	1	5	1	1	
18	1	6	1	1	
19	1	7	1	1	
20	1	8	1	1	
21	1	9	1	1	
22	2	10	1	1	
23	3	11	1	2	
24	4	12	1	2	
25	5	13	1	3	
26	6	13	1	3	
27	7	14	1	4	
28	8	14	1	4	
29	9	15	1	5	
30	10	15	2	6	
31	11	16	3	7	
32	12	16	4	8	
33	13	17	5	9	
34	14	18	6	9	
35	15	19	7	10	
36	16	20	8	10	
37	17	21	9	11	
38	18	22	10	11	
39	19	23	11	12	
40	20	24	12	12	
41	21	25	13	13	
42	22	26	14	13	
43	23	27	15	14	
44	24	28	16	14	
45	25	29	17	15	
46	26	29	18	15	
47	27	30	19	16	
48	28	30	20	16	
49	29	31	21	17	
50	30	31	22	17	
51	31	32	23	18	
52	32	32	24	18	
53	33	33	25	19	
54	34	34	26	19	
55	35	35	27	20	

56		36		36	28	20
57		37		37	29	21
58		38		38	30	21
59		39		39	31	22
60		40		40	32	22
61		41		41	33	23
62		42		42	34	23
63		43		43	35	24
64		44		44	36	24
65		45		45	37	25
66		45		45	38	25
67		45		46	39	25
68		46		46	40	25
69		46		47	41	26
70		46		47	42	26
71		47		48	43	26
72		47		48	44	26
73		47		49	45	27
74		48		49	46	27
75		48		49	47	27
76		48		50	48	27
77		49		50	49	28
78		49		50	50	28
79		49		51	51	28
80		50		51	52	28
81		50		51	53	28
82		50		52	54	28
83		51		52	55	29
84		51		52	56	29
85		51		53	57	29
86		52		53	57	29
87		52		53	58	29
88		52		54	58	29
89		52		54	59	30
90		52		54	59	30
91		53		55	60	30
92		53		55	60	30
93		53		55	61	30
94		53		56	61	30
95		53		56	62	31
96		54		56	62	31
97		54		57	63	31
98		54		57	63	
99		54		57	64	
100		54		58	64	
101		55		58	65	
102		55		58	66	
103		55		59	67	
104		55		59	68	
105		55		59	69	
106				60	69	
107				60	70	
108				60	70	
109				61	71	
110				61	71	

111			61		72		
112			61		72		
113			62		72		
114			62		72		
115			62		72		
116			62		72		
117			63		72		
118			63		72		
119			63		72		
120			63		72		
121			63		72		
122			63		72		
123			63		72		
124			63		72		
125			63		72		
126			63		72		
127			63		72		
128			63		72		
129			63		72		
130			63				
131			63				
132			63				
133			63				
134			63				
135			63				
136			63				
137			63				

別表第六の二 降格時号給対応表（第八条関係）

イ 技能労務職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	37	29	22
2	38	30	24
3	39	31	26
4	40	32	28
5	41	33	29
6	42	34	30
7	43	35	31
8	44	36	32
9	45	37	34
10	46	38	36
11	47	39	38
12	48	40	40
13	50	41	42
14	52	42	44
15	54	43	46
16	56	44	48
17	57	45	50
18	58	46	52
19	59	47	54
20	60	48	56
21	61	49	58
22	62	50	60
23	63	51	62
24	64	52	64
25	65	53	68
26	66	54	72
27	67	55	76
28	68	56	82
29	70	57	88
30	72	58	94
31	74	59	97
32	76	60	97
33	77	61	97
34	78	62	97
35	79	63	97
36	80	64	97
37	81	65	97
38	82	66	97
39	83	67	97
40	84	68	97
41	85	69	97
42	86	70	97
43	87	71	97
44	88	72	97
45	90	73	97
46	92	74	97
47	94	75	97
48	96	76	97
49	99	77	97
50	102	78	97
51	105	79	97
52	108	80	97
53	111	81	97
54	114	82	97
55	117	83	97

56		120		84		97
57		123		86		97
58		126		88		97
59		129		90		97
60		132		92		97
61		136		94		97
62		140		96		97
63		161		98		97
64		161		100		97
65		161		101		97
66		161		102		97
67		161		103		97
68		161		104		97
69		161		106		97
70		161		108		97
71		161		110		97
72		161		129		97
73		161		129		97
74		161		129		97
75		161		129		97
76		161		129		97
77		161		129		97
78		161		129		97
79		161		129		97
80		161		129		97
81		161		129		97
82		161		129		97
83		161		129		97
84		161		129		97
85		161		129		97
86		161		129		
87		161		129		
88		161		129		
89		161		129		
90		161		129		
91		161		129		
92		161		129		
93		161		129		
94		161		129		
95		161		129		
96		161		129		
97		161		129		
98		161				
99		161				
100		161				
101		161				
102		161				
103		161				
104		161				
105		161				
106		161				
107		161				
108		161				
109		161				
110		161				

111	161		
112	161		
113	161		
114	161		
115	161		
116	161		
117	161		
118	161		
119	161		
120	161		
121	161		
122	161		
123	161		
124	161		
125	161		
126	161		
127	161		
128	161		
129	161		

ロ 技能労務職給料表Ⅱ降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	18	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	66
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46				
48	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97

56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		

111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

別表第七ロの表を次のように改める。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第五号区分	令和九年四月一日以後適用されているこの規則（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「令和九年四月以後の規則」という。）の技能労務職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち知事の定めるもの
第六号区分	一 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間にあって適用されていたこの規則（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後令和九年三月以前の規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち知事の定めるもの 二 令和九年四月以後の規則の技能労務職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち知事の定めるもの 三 令和九年四月以後の規則の技能労務職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第五号区分の項に掲げる者を除く。）
第七号区分	一 平成十八年四月以後令和九年三月以前の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち知事の定めるもの又は四級であつたもの又は四級であつたもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。） 二 令和九年四月以後の規則の技能労務職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち知事の定めるもの又は四級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち知事の定めるもの 三 令和九年四月以後の規則の技能労務職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち知事の定めるもの又は四級であつたもの

第八号区分	平成十八年四月以後の規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者で第五号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなるもの
-------	---

（技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和四年山梨県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）」を「技能労務職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）」に、「（新規則）を」（規則）に改め、附則第三項中「（新規則）を」（規則）に、「新規則別表第一」を「規則第三条各号に掲げる給料表の」に、「新規則」を「規則」に改め、附則第四項中「新規則」を「規則」に改め、附則第五項中「新規則別表第一」を「規則第三条各号に掲げる給料表の」に、「新規則」を「規則」に改め、附則第六項及び第七項中「新規則」を「規則」に改める。

（県職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第三条 県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「車庫長」の下に「技術員、技能員」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「福祉司」の下に「技術員、技能員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（技能労務職給料表（一）の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号給の切替え）

2 令和九年四月一日（以下この項において「切替日」という。）の前日においてこの規則による改正前の別表第一の適用を受けていた職員の切替日における職務の級は切替日の前日においてその者が属していた職務の級と同一の級とし、切替日における号給は切替日の前日においてその者が受けていた号給と同一の号給とする。

山梨県規則第三十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十三条第一項中「に知事政策補佐官」の下に「、政策調査企画統括官」を加える。

第十四条の二第一項の表地域ブランドグループの項の次に次のように加える。

政策データ分析センター	政策データ分析監
-------------	----------

第十四条の二第一項の表に次のように加える。

スポーツ振興グループ	スポーツ振興監
国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ	競技力向上推進監
国スポ・全スポ施設整備グループ	スポーツ施設整備監

第十四条の二第二項中「支援監補佐」の下に「、整備監補佐」を加え、同条第三項中「地域ブランド戦略監」の下に「、政策データ分析監」を加え、「及び富士山観光振興監」を「、富士山観光振興監、スポーツ振興監、競技力向上推進監及びスポーツ施設整備監」に改め、同条第五項中「支援監補佐」の下に「、整備監補佐」を加える。

別表第一の一の表高度政策推進局の部地域ブランドグループの項の次に次のように加える。

政策データ分析センター	一 社会及び経済の動向の調査及び分析（次号において「調査分析」という。）（人口減少危機対策課及び統計調査課の所掌に係るものを除く。）に關すること。 二 前号の調査分析の結果並びに各部局、知事以外の県の機関及び県以外の者による調査分析の結果の整理に關すること。
-------------	---

	三 前号の整理に基づく政策の企画立案の支援に関すること。 四 人工知能関連技術を活用した政策の企画立案に係る能力の向上に関すること。 五 客観的根拠に基づいた政策の企画立案に係る能力の向上に関すること。
--	--

別表第一の一の表観光文化・スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興課」を「スポーツ振興グループ」に改め、同項の次に次のように加える。

国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ	一 国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会（以下「国スポ・全スポ大会」という。）の準備に関すること（施設整備に係るものを除く。）。 二 国スポ・全スポ大会に係る競技力の向上に関すること。 三 国スポ・全スポ大会に係る成果の継承及び活用に関すること。
国スポ・全スポ施設整備グループ	国スポ・全スポ大会の準備に関すること（施設整備に係るものに限る。）。

別表第一の二の表国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室の項を削り、同表景観まちづくり室の項第八号中「スポーツ振興課」を「スポーツ振興グループ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

観光文化・スポーツ部スポーツ振興課

観光文化・スポーツ部スポーツ振興グループ

山梨県規則第三十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「支援監補佐」の下に「、整備監補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。